

第1章 名護市経済金融・情報通信業企業誘致推進計画策定の背景・目的

第1節 金融・情報通信産業の集積に向けた経緯

沖縄県名護市（以下、本市）では、これまで昭和 50 年に開催された海洋博覧会以降、1970 年代の「産業基盤づくり」、80～90 年代の「公共施設の充実、産業発展における各種制度への取組」を経て発展してきた中で、1990 年代以降のインターネットの普及により、2000 年代に入ってから新たな産業振興の模索を開始した。

平成 12 年度より金融・情報通信産業の集積に向けた構想を開始。関係機関との連携のもと、各種調査や有識者への意見聴取等を行った結果、金融・情報通信産業の推進は、特区としての位置付けと併せた産業振興策を講ずる必要性が指摘された。その後、平成 13 年 6 月 29 日には国際情報通信・金融特区創設推進市民大会が開催される等、特区の創設に向けた機運が高まり、平成 14 年 4 月 1 日に施行された沖縄振興特別措置法を根拠法として、本市は同年 7 月に金融業務特別地区（通称「金融特区」）、9 月には情報通信産業特別地区（通称「情報特区」）として指定を受けた。

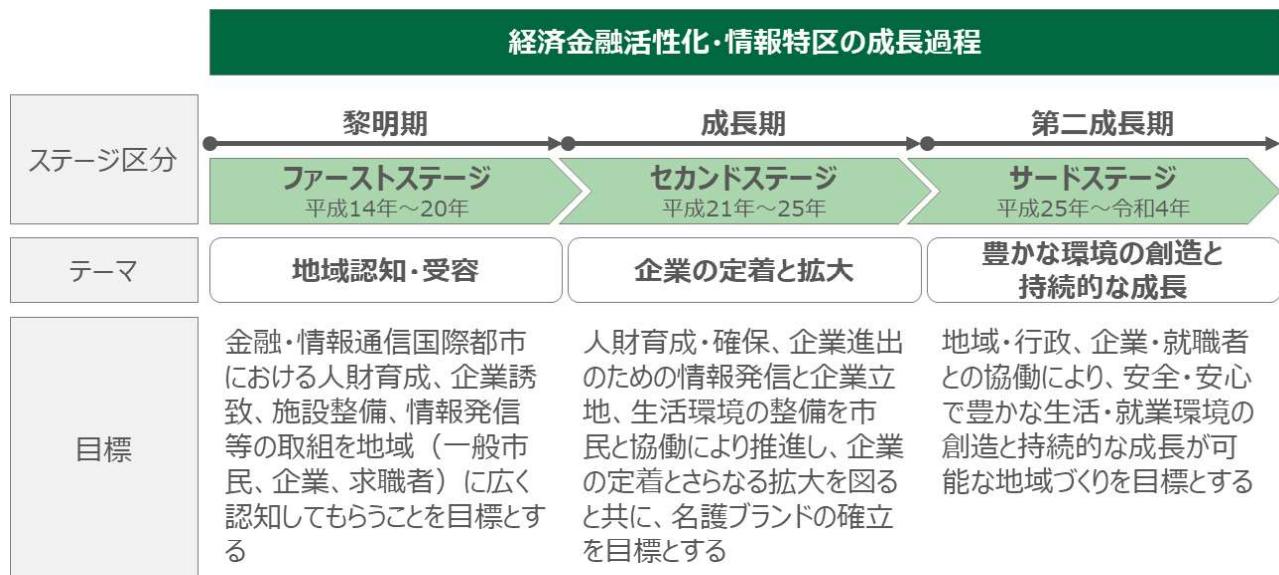
特区制度が正式に始動したことを踏まえ、本市は平成 15 年度に「国際情報通信・金融特区構想基本方針」を定め、諸関連施策を展開している。

同方針策定から約 5 年後の平成 20 年 7 月には、新たな展開を見据えた今後の目標及び事業の在り方を示すことを目的に「金融・情報通信国際都市形成計画（以下、前計画）」を策定した。

また、特区指定から約 10 年後の平成 26 年には、従前の金融業務特別地区を発展的に解消し、対象産業を金融産業から多様な産業へと拡げるため、経済金融活性化特別地区として指定を受けた。

第2節 前計画までの方針

平成24年度事業で取りまとめられた金融・情報通信国際都市形成計画（前計画）では、3つのステージ区分を設け、金融・情報通信拠点としての特色あるまちづくりの実現を目指している。



(出典) 公開情報より作成

平成14年～令和4年（20年間）までの間、以下の目標が掲げられた。

<黎明期：平成14年～平成20年>

ファーストステージは「地域認知・受容拡大」として、金融・情報通信国際都市における人財育成、企業誘致、施設整備、情報発信等の取組を地域（一般市民、企業、求職者等）に広く認知してもらうことを目標として掲げた。

<成長期：平成20年～平成25年>

セカンドステージは「企業の定着と拡大」として、人財育成・確保、企業進出のための情報発信と企業立地、生活環境の整備を市民との協働により推進し、企業の定着と更なる拡大を図ることを掲げた。

<第二成長期：平成25年～平成30年>

サードステージは「豊かな環境の創造と持続的な成長」として、地域・行政、企業・就業者との協働により、安全・安心で豊かな生活・就業環境の創造と持続的な成長が可能な地域づくりを目標として掲げた。

<第二成長期(継続)：平成31年～令和4年>

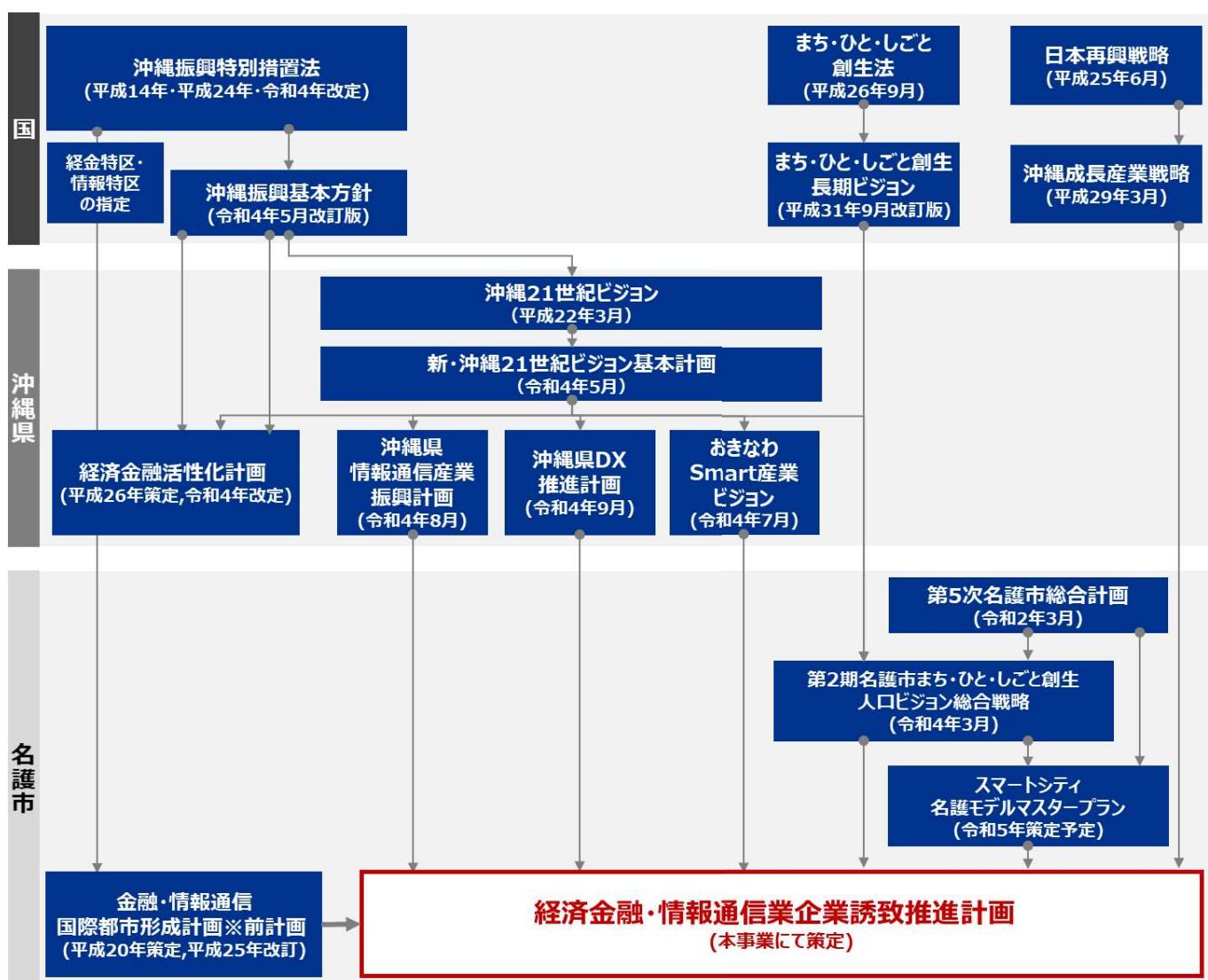
平成25年からのサードステージを継続、引き続き人財育成分野では、学生から社会人まで多種多様な層への講座開催、また、企業誘致の取組を継続して実施し、雇用機会創出を積極的に推進することを目標としていた。

第3節 計画策定の目的と位置付け

近年我が国では Society5.0 や DX の取組等、新しい社会潮流と技術革新に伴い、従来の企業の働き方の変革や企業誘致の在り方の変化、人口減少に伴う人財不足、さらには新型コロナウイルス感染症拡大に伴う急激な社会情勢の変化によって with コロナ、after コロナへの横断的な取組が求められている。本計画は、それらに伴う新しい様々な視点を踏まえ、企業誘致の取組の指針を定める新たな計画（経済金融・情報通信業企業誘致推進計画）を策定することを目的とする。

また前計画までの成果を踏まえ、現状の整理と課題の抽出を行った上で新たな計画を策定する。下図に示す沖縄県等の各上位計画を踏まえ、「経済金融・情報通信業企業誘致推進計画（以下、本計画）」を策定する。

第1節で説明したように本計画は沖縄振興特別措置法のもと、経済金融活性化特別地区の指定を受け、名護市産業の戦略的発展を目指す「金融・情報通信国際都市形成計画（前計画）」を更新する形で策定する。



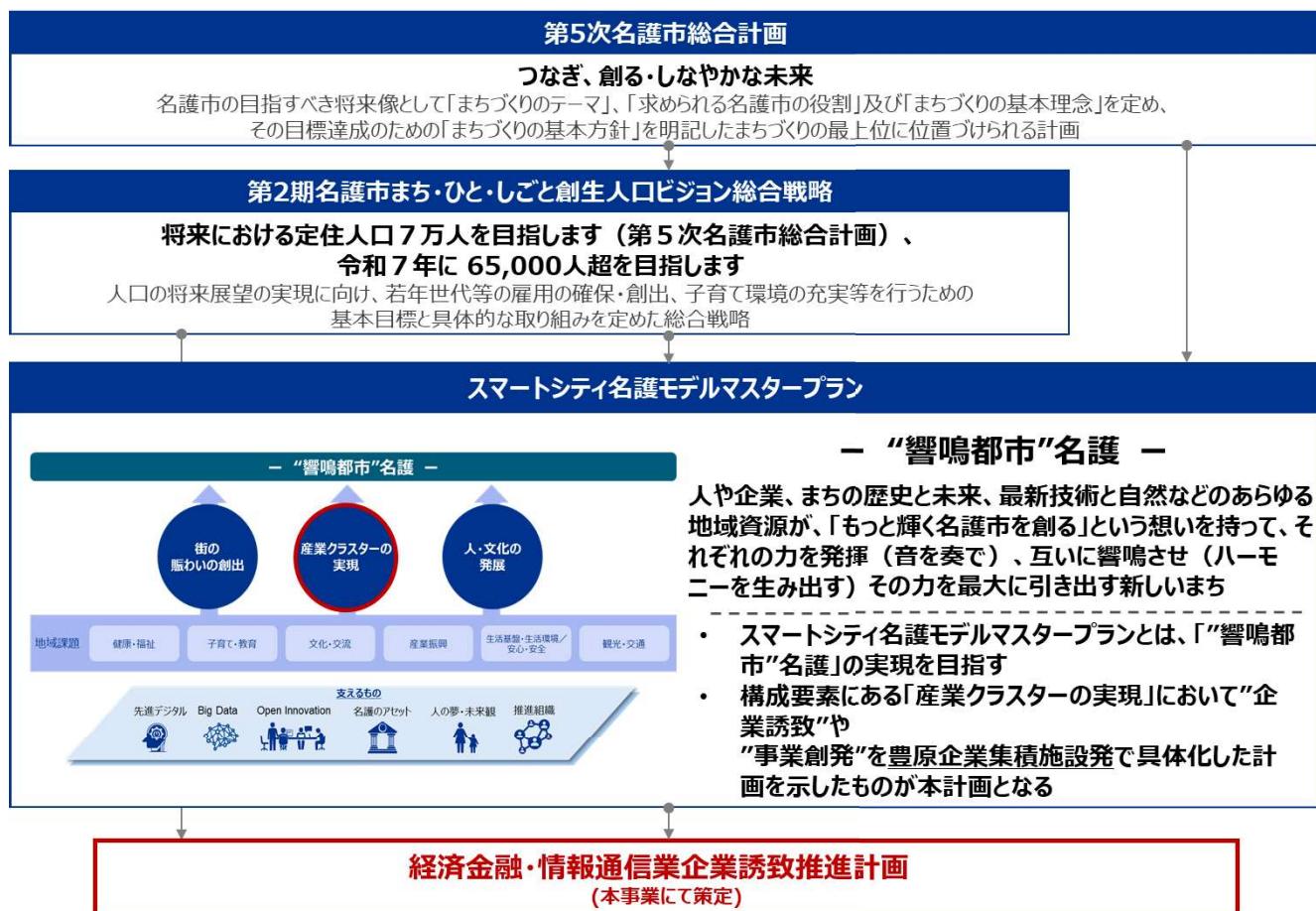
諸上位計画の概要は以下のとおり。

前計画の更新にあたり、下図に示す通り、産業振興による生産性向上や競争力強化、人材確保や雇用機会の創出を掲げる「沖縄振興基本方針」や「新・沖縄21世紀ビジョン基本計画」を上位計画とし、他沖縄県が策定する情報通信／DX関連計画である「沖縄県情報通信産業振興計画」、「沖縄県DX推進計画」、「おきなわSmart産業ビジョン」を踏まえて本計画を策定する。



また、まちづくり観点での名護市策定の関連計画としては下図に示す通り、「第5次名護市総合計画」に掲げる“つなぎ、創る・しなやかな未来”的まちづくり構想や、「第2期名護市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン総合戦略」に掲げる人口の将来展望の実現に向けた具体的な取組を定めた総合戦略、さらに令和5年に展開予定の「スマートシティ名護モデルマスタープラン」を踏まえて本計画を策定する。

「スマートシティ名護モデルマスタープラン」は、基本的な考え方として「第5次名護市総合計画」における目指す姿を踏襲するものの、デジタル活用等の機会の活用を前提とした目指す姿を再定義し、実現に向けた方向性を示したものである。マスタープランの構成要素のある“産業クラスターの実現”において“企業誘致”や“事業創発”を企業集積施設で具体化した計画を示したものが本計画となる。



第4節 計画策定の全体フロー

社会情勢・上位関連計画や金融・情報通信産業を取り巻く環境、前計画の振り返りを踏まえて、前計画からの転換点を整理し、企業誘致のあるべき姿（理念）を策定、理念を具現化する戦略・方向性として基本方針を整理し、基本方針推進のために分野別施策の方向性や効果的な推進を実現するための推進体制の検討を通じて、本計画を策定した。

